

景観の届出と助成について

1. 届出

景観に影響を及ぼす次の対象・行為については、村への届出が必要です。

対 象	村内すべての建築物・工作物（助成の有無にかかわらず）
行 為	新築・増築・改築・除去・外壁や屋根の色彩変更※・広告物の表示等
届出時期	事前（事業開始の1ヶ月程度） ※変更に係る面積が5㎡超

村内の大部分は景観計画区域（高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域）に指定されており、県にも届出が必要になる場合があります。

県への届出が必要な例

- ・建物の新築、増築、改築（床面積が20㎡超）
- ・外観の色彩変更（変更に係る面積が25㎡超）



2. 助成制度

「景観づくり基準」に適合すると、助成金の交付対象となります。

設計前の早い段階での事前相談をおすすめします。

助成の流れ

(事前相談) ➡ 届出 ➡ 景観デザイン調整会議 ➡ 双方の合意（施主と村） ➡ 助成金の申請

3. 助成基準

助成の可否は、景観デザイン調整会議にて総合的な観点から判断します。

判断のもととなる「景観づくり基準」では、色彩や寸法等の詳細を規定していません。

周囲景観との調和を重視しており、助成の基準は地域によって若干異なりますが、概ね次のとおりです。

景観づくり基準（要約）

屋根形状 	①勾配屋根であること ②棟があること ③軒の出があること	切妻（きりづま）屋根を推奨します。 片流れ屋根は助成対象外です。 妻側から見て左右の垂木の長さや勾配が大きく違う形状は推奨しません。 軒の出は、壁・窓を保護する程度とします。
屋根色彩 	①濃いグレー、茶系 ②落ち着いた色彩で、光沢がないこと	屋根塗装のみの場合は助成対象外です。 ただし、総合的観点から景観保全になると判断された場合にはこの限りではありません。
外壁色彩 	①無彩色（白・グレー）、茶系（地域によりベージュも可） ②光沢がないこと ③窓枠等も同様の色彩であること	黒（に近い色）、明度差の大きいツートンカラーは推奨しません。 絵画や模様等の芸術的観点での判断が必要なものは助成対象外です。